

秋田市教育委員会
会 議 録

平成26年10月臨時会

秋田市教育委員会平成26年10月臨時会会議録

1 日 時 平成26年10月10日(金)
午後3時00分～午後4時15分

2 場 所 教育委員会室

3 出席委員 委員長
教育委員
教育委員
教育委員(教育長)

(委員1名は欠席)

4 出席職員 教育次長
教育次長
総務課長
新屋図書館館長
新屋図書館参事
総務課長補佐
総務課主席主査
総務課主査
総務課主任

5 議 題

【付議案件】

- (1) 議案第18号 教育委員会職員の懲戒処分に関する件

【教育長等の報告】

- (1) 新屋図書館におけるUSBメモリー（1本）の紛失について

6 議 事 午後3時00分開会

【欠席の報告】

委員長が、委員1名から臨時会を欠席する旨の届出があった件について報告した。

【平成26年9月定例会会議録の承認】

委員長 本臨時会は急遽開催することになったものであるため、各委員が会議録を確認していないことから、10月定例会において承認したいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により決定した。

【会議録署名委員の指名】

委員長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

【付議案件】

【非公開の議決】

委員長 議案第18号「教育委員会職員の懲戒処分に関する件」は、「秋田市教育委員会会議規則」第9条第1号に規定する人事に関する案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定により、秘密会として取り扱うこととし、日程の最後に審議したいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により議決した。

【教育長等の報告】

(1) 新屋図書館におけるＵＳＢメモリー（１本）の紛失について

新屋図書館参事 （資料に基づき説明）

総務課長 （資料に基づき説明）

委員 ＵＳＢは、最近はコンビニエンスストアなどでもデータをプリントアウトすることができるなど、比較的簡単にデータを盗むことができるものであり、取り扱いには特に注意することを徹底してほしい。

委員 通知「ＵＳＢメモリー等の記録媒体の取り扱いについて」によれば、記録簿の作成は必須であったのか。

総務課長 通知においては、記録簿を作成・管理すること、パスワードを設定すること、施錠できる場所に保管することなどの指示がなされていた。新屋図書館では、記録簿を作成しておらず、パスワードの設定もしておらず、施錠できるキャビネットに保管していたものの、施錠をしていなかった。

委員 通知が出ていながら、それに即した取り扱いをしていないことがあるということか。

総務課長 今回の件を受けて、市長事務部局から点検指示が出たところである。教育委員会内の点検は概ね終了し、新屋図書館以外では通知に即して管理していることを確認している。

委員 ミスが起こらないよう、また、市民に被害が及ぶことがないようにとの意図を持った通知であると考えられる。徹底されなかったのは、残念だ。

総務課長 新屋図書館においても、既に通知に即した取り扱いをするよう、改善がなされた。

委員 謝罪を受けた市民の反応はどのようなものだったか。

新屋図書館参事 不安や困惑、怒りの声をいただいた。電話での謝罪で十分であり、文書による謝罪は不要とされた方が多数を占めたが、新たに住所も知らせることに対しての不信感もあったためかもしれない。

委員長 企業による大規模な個人情報流出事件が記憶に新しいところであり、誰しも神経質になっていると考えられる。市民は教育委員会を信頼して情報を提供したのであり、その信頼を失わないよう、同様の件が2度と起こらないようにしてほしい。

委員 新屋図書館には、USBメモリーは1本しかなかったのか。

総務課長 全部で8本あり、そのうちの1本を紛失したものである。

【その他】

※ 事務局、委員ともに特になし。

【付議案件】

議案第18号 教育委員会職員の懲戒処分に関する件

(議案第18号の審議は、秘密会のため、秋田市教育委員会会議規則第23条の規定に基づき、会議録に記載しない。)

午後4時15分閉会

以 上